

## 第 章 策定の背景

地球上の 3,000 万種とも推定される多様な生命は、誕生から約 40 億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応して進化してきたものです。それらは、地球生態系という一つの環の中で、つながりとその相互作用の中で生きており、多様な生態系のさまざまな働きを通じて、人間も含めたすべての生命が存立する基盤が整えられているのです。

また、多様で豊かな生物は現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものといえます。さらに、多様で健全な生態系は、安全な飲み水や食料の確保などに寄与し、暮らしの安全・安心を支えるものとなっています。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する、こうした重要性を踏まえ、自然の理(ことわり)に沿った自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる必要があります。

### 1 生物多様性保全の気運の高まり

#### (1) 生物多様性条約

熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、さらには人類存続に欠かせない生物資源の消失への危機感などが動機となり、それらの保全と持続可能な利用に関する包括的な国際枠組みを設けるため、1993 年 12 月に「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が発効しました。

条約の目的には、「生物多様性の保全」、「その持続可能な利用」及び「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」が掲げられています。

発効から 20 年が経過し、日本を含む 193 の国及び EU が参加(2014 年 10 月現在)する世界最大級の環境条約に発展しており、生物多様性が直面する主要課題に対して方向性を示すとともに、国際協力の進展を促すなど、一定の成果を上げています。

#### (2) 愛知目標

2010 年 10 月、「いのちの共生を未来に」をテーマに、生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催されました。その成果の一つが、生物多様性に関する新たな世界目標、「生物多様性戦略計画 2011 - 2020」(愛知目標)の採択です。

愛知目標は、長期目標(Vision)として、日本からの提案に基づき、2050 年

までに「自然と共生する世界」(a world of “Living in harmony with nature”)を実現することが掲げられました。また、2020年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを短期目標(Mission)として掲げています。

その達成に向けた具体的な行動目標として、2020年あるいは2015年を目標年とした20の個別目標が設定されました。愛知目標は生物多様性を自然科学の視点からのみ捉えるのではなく、自然の恵みを活用し、また、生態系自体に損害を与える社会経済的な視点も含め、社会全体の問題として捉えて実行すべき行動を、5つの戦略目標のもとに整理しています。

また、愛知目標の達成に向けて、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組む必要があることから、2010年12月の第65回国連総会において、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることが決定されました。

#### 生物多様性戦略計画2011-2020(愛知目標)

##### ■ 長期目標 (Vision) <2050年>

- 「自然と共生する (Living in harmony with nature)」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

##### ■ 短期目標 (Mission) <2020年>

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

- ◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

##### ■ 個別目標 (Target)

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>目標1: 人々が生物多様性の価値と行動を認識する。</li> <li>目標2: 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組込まれる。</li> <li>目標3: 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。</li> <li>目標4: すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。</li> <li>目標5: 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。</li> <li>目標6: 水産資源が持続的に漁獲される。</li> <li>目標7: 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。</li> <li>目標8: 汚染が有害でない水準まで抑えられる。</li> <li>目標9: 侵略的外来種が制御され、根絶される。</li> <li>目標10: サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>目標11: 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。</li> <li>目標12: 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。</li> <li>目標13: 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。</li> <li>目標14: 自然の恵みが提供され、回復・保全される。</li> <li>目標15: 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。</li> <li>目標16: ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。</li> <li>目標17: 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。</li> <li>目標18: 伝統的知識が尊重され、主流化される。</li> <li>目標19: 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。</li> <li>目標20: 戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。</li> </ul> |
|--|---|

資料: 環境省

出典: 環境省「平成24年版 図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」

## 2 生物多様性の保全に向けた我が国の取組

### (1) 生物多様性国家戦略の策定

わが国では、1993年に発効した生物多様性条約に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略として、1995年10月に最初の生物多様性国家戦略が策定されました。

この国家戦略は、関係省庁が連携して「生物多様性条約」に沿った各々の取組を網羅的に整理した初めての計画となっています。

生物多様性国家戦略は、2002年、2007年に改訂され、2010年の改訂では、2008年に制定された生物多様性基本法に基づく初めての法定戦略となりました。

2012年には、COP10の愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップであり、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略として、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

### (2) 生物多様性国家戦略2012-2020

生物多様性国家戦略2012-2020は、生物多様性に関する今後10年間の世界目標（愛知目標）の採択と、東日本大震災という2つの大きな出来事を背景として策定されました。このため、この国家戦略は、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとしての役割を担うとともに、東日本大震災が人と自然との関係を改めて考える契機となったことを踏まえ、「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示す役割をもっています。さらに、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」の策定や見直しに向けた指針となるものです。

生物多様性国家戦略2012-2020は、「第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」、「第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」及び「第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の3部で構成されています。また、計画期間は愛知目標の目標年次である2020年度までとなっています。

生物多様性国家戦略2012-2020の概要は、次のとおりです。

背景

愛知目標の採択

2010年10月  
COP10で生物多様性に関する  
世界目標である愛知目標が採択  
→愛知目標達成に向けた我が国の  
ロードマップを示す



東日本大震災の発生

2011年3月  
東日本大震災が発生し、自然が持つ  
恵みと脅威の両面性を再認識  
→新たな自然共生社会の実現に向けた  
理念を示す



第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

【重要性と理念】いのちと暮らしを支える生物多様性

生物多様性の恵み～生態系サービス

- ① 生命の存立基盤
- ② 有用な価値
- ③ 豊かな文化の根源
- ④ 将来にわたる安全性



理念

自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる

生物多様性の4つの危機

- 第1の危機  
開発など人間活動による危機
- 第2の危機  
自然に対する働きかけ縮小による危機
- 第3の危機  
人間により持ち込まれたものによる危機
- 第4の危機  
地球環境の変化による危機



目標

- 長期目標（2050年）  
生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとし、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する
- 短期目標（2020年）  
生物多様性の損失を止めるため、国別目標の達成を目指して効果的かつ緊急な行動を実施する

5つの課題

- 1. 生物多様性に関する理解と行動
- 2. 担い手と連携の確保
- 3. 生態系サービスでつながる「自然共生圏」
- 4. 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- 5. 科学的知見の充実

自然共生社会における  
国土のグランドデザイン

100年先を見通した国土の目指す方向性  
やイメージを提示

おおむね2020年までの重点施策

5つの基本戦略

- 1. 生物多様性を社会に浸透させる ……多様な主体の連携促進、経済価値評価の推進 等
- 2. 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する ……里地里山の保全活用、鳥獣との共存、野生生物の保全 等
- 3. 森・里・川・海のつながりを確保する ……生態系ネットワークの形成、各生態系の保全 等
- 4. 地球規模の視野を持って行動する ……愛知目標達成に向けた国際貢献 等
- 5. 科学的基盤を強化し、政策に結びつける ……基盤的データの整備、政策への活用 等

第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

- ・5つの戦略目標 → 13の国別目標 → 48の主要行動目標
- ・国別目標の達成状況を測るための指標

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

- ・今後5年間の行動計画として約700の具体的施策を記載 → 50の数値目標
- ①国土空間的施策 ②横断的・基盤的施策 ③東日本大震災からの復興・再生

資料：環境省

出典：環境省「平成25年版 図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」

### (3) 生物多様性基本法

生物多様性基本法は、2008年に制定され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定めたものです。

国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにし、生物多様性国家戦略の策定をはじめ、その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めています。

それらの施策を総合的かつ計画的に進めることによって、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。

また、生物多様性は、地域ごとに異なり、それぞれの地域の特性を踏まえた戦略の策定を促すため、生物多様性基本法第13条では、「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。」と規定しています。

## 生物多様性基本法の概要

平成20年6月6日法律第58号

### 前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

### 目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

### 基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

### 責 務

国の責務、地方公共団体の責務 : 基本原則にのっとりた施策の実施等  
事業者の責務、国民及び民間団体の責務 : 基本原則にのっとりた活動等に努める

### 年次報告

白書の作成（運用上は、環境白書・循環型社会白書と統合）

### 生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

### 基本的施策

#### 保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

#### 持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

#### 共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

出典：環境省生物多様性センターHP「生物多様性とは」

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html>